

久喜市重度身体障害者居宅改善整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示

久喜市重度身体障害者居宅改善整備費補助金交付要綱（平成22年久喜市告示第112号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

3 補助金の交付は、補助対象者1人につき1回限りとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。